

# 第4章 資料編

## 第2期あだち次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査報告書（概要版）

### 調査の目的

本調査は、区民の保育サービスや子育て支援、子どもの日常生活に関する実態や要望・意見等を把握し、次世代育成支援対策推進法第8条及び第9条に基づく『第2期あだち次世代育成支援行動計画』を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 調査の種類

本調査は、以下の6種類の調査を実施した。

調査種別	項目	内容
① 就学前児童の保護者調査	対象者数	3,000人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査時期	平成21年1月9日～2月2日
	回収率	53.2%
② 就学児童（小学1～3年生）の保護者調査	対象者数	1,600人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査時期	平成21年1月9日～2月2日
	回収率	53.1%
③ 小学4～6年生調査	対象者数	1,754人
	抽出方法	全員
	調査方法	学校を經由して配布・回収
	調査時期	平成21年1月9日～2月2日
	回収率	84.0%
④ 中学生調査	対象者数	1,454人
	抽出方法	全員
	調査方法	学校を經由して配布・回収
	調査時期	平成21年1月9日～2月2日
	回収率	76.2%
⑤ 高校生調査	対象者数	1,058人
	抽出方法	全員
	調査方法	学校を經由して配布・回収
	調査時期	平成21年1月9日～2月2日
	回収率	94.0%
⑥ 青年調査	対象者数	1,200人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査時期	平成21年1月9日～2月2日
	回収率	24.2%

- ◆この冊子の数字は、すべて回答者全員を100%とした比率です。
- ◆四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
- ◆複数回答の場合は、合計が100%を超えます。
- ◆「n」は、回答者数のことです。
- ◆グラフの中には、スペースの都合により、選択肢を一部省略しているところがあります。

## ◆調査結果のまとめ

### 1. 就学前児童・就学児童（小学1～3年生）の保護者

#### ○ 「子育てしやすいまち」の理由

「子育てしやすいまちだ」と回答した人（約4割）のその理由は、就学前、就学児童の保護者どちらも「公園など子どもの遊び場が多い」が最も多く7割以上となっている。また、就学前児童の保護者は、第2位に「子育てサロンや児童館が充実している」（41.2%）をあげており、毎年増設している「子育てサロン」や児童館の「子育てひろば」が利用されていることが分かる。

#### ○ 子育ての悩みの状況

子育ての悩みは「子どもの遊ばせ方やしつけ」が最も多く、就学前保護者で40.1%、就学児童保護者で35.2%となっている。また、就学前、就学児童の保護者ともに上位を占めているのが、「子どもとの時間が十分にとれない」「仕事や自分のことが十分にできない」となっていることから、もっと余裕を持って子育てをしたいと考えられていることがうかがえる。

#### ○ 仕事と子育ての両立

就学前、就学児童の保護者どちらも、両立に必要なものの第1位は「家族の協力」と回答している。この調査の回答者の約9割が母親であることから、家族の協力を求めているのは主に母親であることが分かる。また、第2位は「職場の中の意識や理解、協力体制」となっており、事業所における子育て支援制度の導入、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められている。

#### ○ 子育て支援の重点施策

就学前児童の保護者では「誰でも利用できる一時保育」が最も多く41.4%、次いで「預ける時間が選べる保育園」が33.2%となっている。就学児童の保護者では「体験活動の場づくり」39.3%、「学力向上の推進」38.5%が、ほぼ同様の割合を示しており、体験活動も学力もどちらも重要であると考えられていることが分かる。

### 2. 小学生（4～6年生）・中学生・高校生・青年

#### ○ 生活リズムの状況

多くの子どもは朝食をきちんと食べているが、年齢が上がるにつれて食べない子どもが増えている。小学4～6年生の起床時刻は約8割が午前7時頃以前で、中学生の起床時刻も小学生と同傾向だが、6時前と7時30分頃の割合が増えている。就寝時刻は年齢が高くなるにつれて遅くなっている。

#### ○ 携帯電話の使用率と使用に際してのルールの有無

携帯電話の使用率は、小学4～6年生で39.7%、中学生で76.4%となっており、平成20年7月に東京都が実施した調査と比較して、小学生はほぼ同程度、中学生は10%ほど多くなっている。

使用にあたってのルールの有無については、小学4～6年生で75.9%、中学生で61.3%が「ある」と回答しており、利用頻度が高い中学生でルールがないという回答が高くなっている。

#### ○ 小中学生の保護者の意識

小学4～6年生と中学生の保護者の9割以上は子育てを「楽しい」または「少し楽しい」と回答している。子どもの遊ぶ環境をよくするために必要なこととしては、「身近な魅力ある遊び場の整備」「自然を体験する事業の充実」「遊び場の保全・衛生管理体制の整備」が多く選択されている。

#### ○ 高校生と青年で大きく異なる自己肯定感

「自分のことが好き」「自分にはいいところがたくさんある」という設問について「そう思う」「まあそう思う」と回答した高校生では3割以下となっている。また青年では6～7割となっている。「誰かのために何かをしたい」「社会のために役立つことをしたい」という設問には、高校生、青年とも「そう思う」「まあそう思う」という回答が6～8割となっている。

#### ○ 青年の生活と仕事の満足度と就労意向

現在の生活に対して、7割の青年が「満足」「どちらかといえば満足」と回答している。

就労している青年の仕事に対する満足度では、6割が「満足」「どちらかといえば満足」と回答している。学生や無職の青年に就労の意向を尋ねた設問では、8割の青年が就労意向を示している。

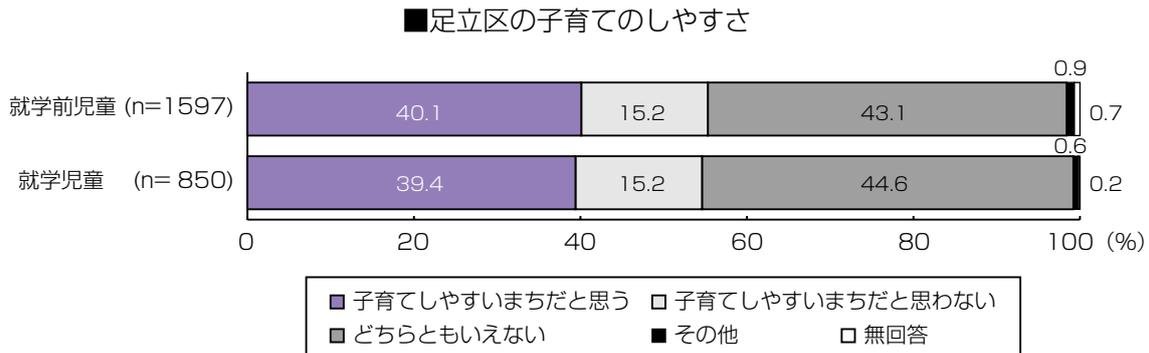
## ◆就学前児童・就学児童（小学1～3年生）の保護者

### 足立区の子育てのしやすさ

～子育てしやすいまちだと思う4割、どちらともいえないが4割強

足立区の子育てのしやすさをみると、就学前児童の保護者では「子育てしやすいまちだと思う」が40.1%、「子育てしやすいまちだと思わない」が15.2%、「どちらともいえない」が43.1%となっている。

就学児童の保護者では「子育てしやすいまちだと思う」が39.4%、「子育てしやすいまちだと思わない」が15.2%、「どちらともいえない」が44.6%となっている。

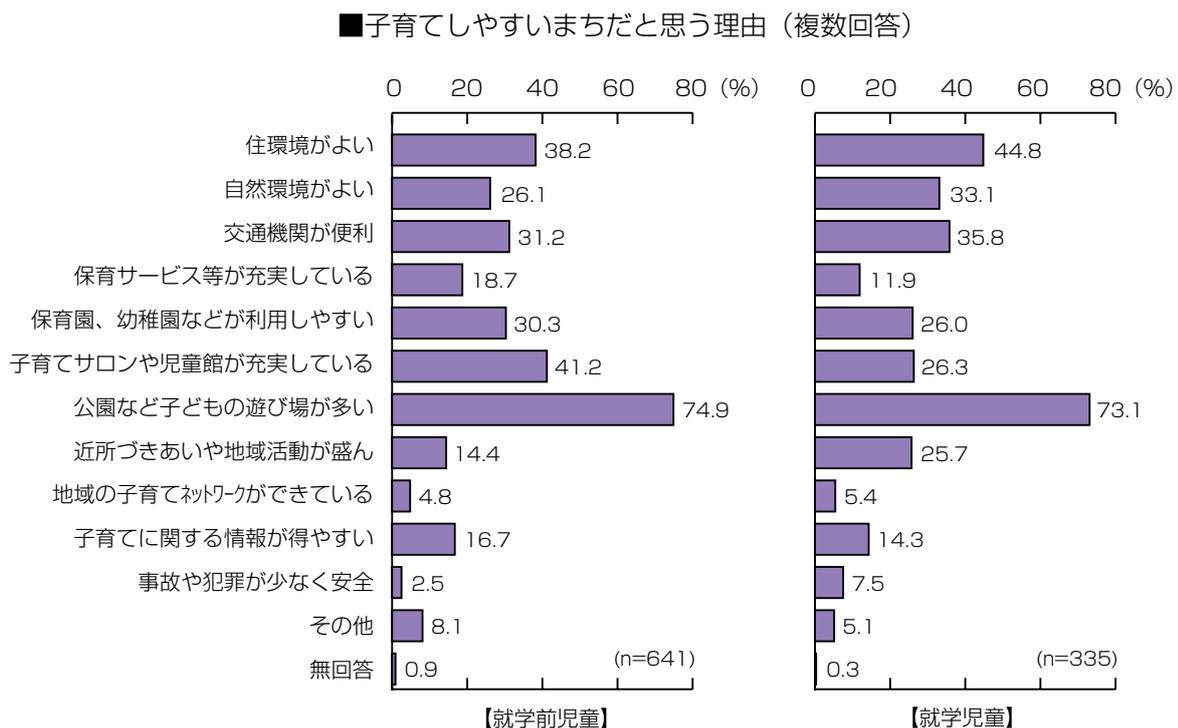


### 子育てしやすいまちだと思う理由

～「子どもの遊び場の多さ」を多くの保護者が実感

足立区の子育てのしやすさで「子育てしやすいまちだと思う」と回答した人の子育てしやすいまちだと思う理由をみると、就学前児童の保護者では「公園など子どもの遊び場が多い」が最も多く74.9%、次いで「子育てサロンや児童館が充実している」が41.2%、「住環境がよい」が38.2%、「交通機関が便利」が31.2%、「保育園・幼稚園などが利用しやすい」が30.3%と続いている。

就学児童の保護者でも「公園など子どもの遊び場が多い」が最も多く73.1%、次いで「住環境がよい」が44.8%、「交通機関が便利」が35.8%、「自然環境がよい」が33.1%と続いている。

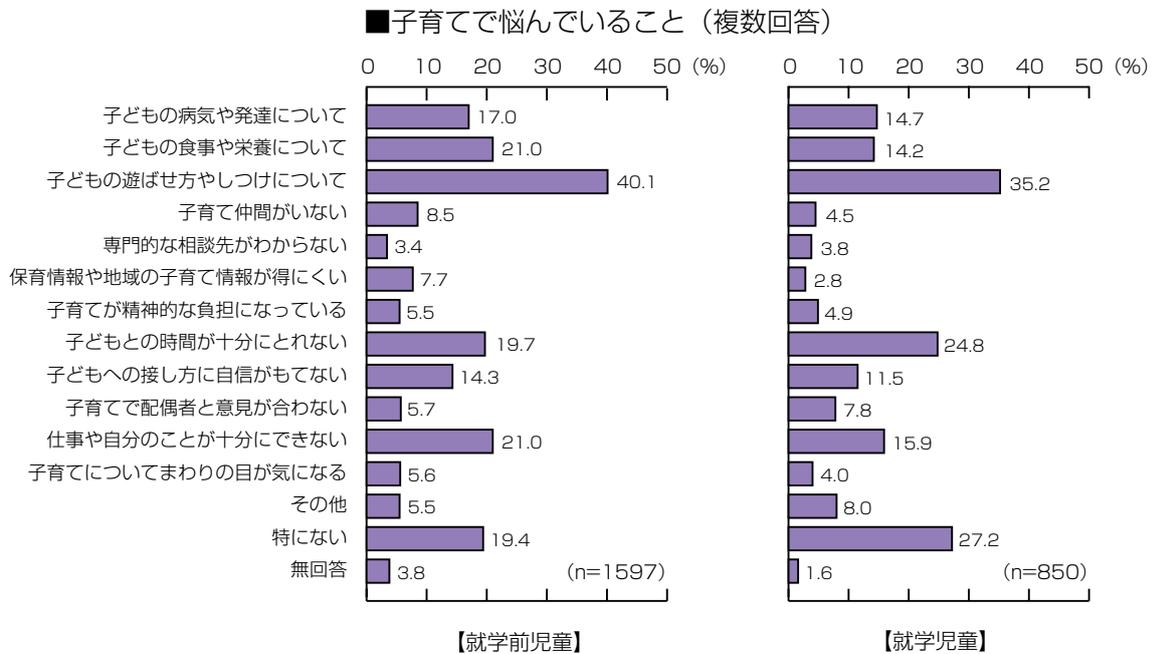


## 子育てで悩んでいること

～遊ばせ方やしつけ、子どもと一緒に過ごす時間が足りていない

子育てで悩んでいることをみると、就学前児童の保護者では「子どもの遊ばせ方やしつけについて」が最も多く40.1%、次いで「子どもの食事や栄養について」「仕事や自分のことが十分にできない」がともに21.0%と続いている。

就学児童の保護者でも「子どもの遊ばせ方やしつけについて」が最も多く35.2%、「子どもとの時間が十分にとれない」が24.8%となっている。

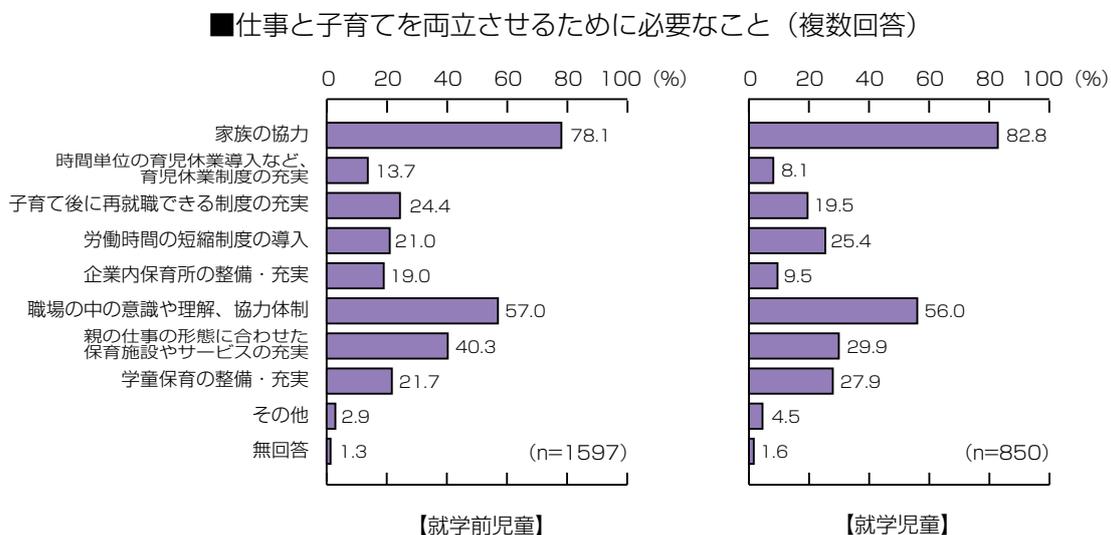


## 仕事と子育てを両立させるために必要なこと

～家族の協力と職場の理解・協力体制がまず必要

仕事と子育てを両立させるために必要なことをみると、就学前児童の保護者では「家族の協力」が最も多く78.1%、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」が57.0%、「親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実」が40.3%と続いている。

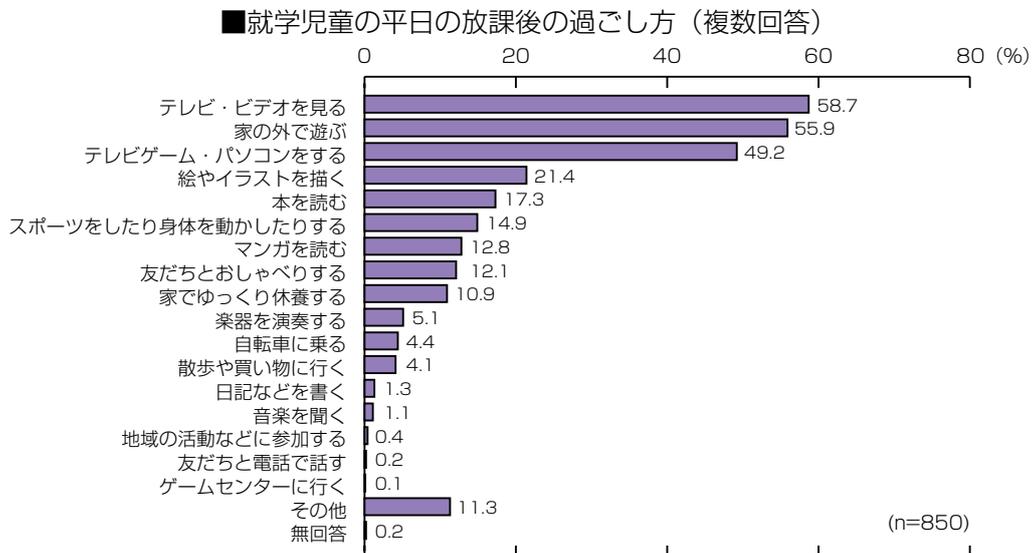
就学児童の保護者でも「家族の協力」が最も多く82.8%、次いで「職場の中の意識や理解、協力体制」が56.0%、「親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実」が29.9%と続いている。



## 平日の放課後の過ごし方

～テレビ画面を見ているか、屋外で遊んで過ごしている

平日の放課後の過ごし方をみると、「テレビ・ビデオを見る」が最も多く58.7%、次いで「家の外で遊ぶ」が55.9%、「テレビゲーム・パソコンをする」が49.2%、「絵やイラストを描く」が21.4%と続いている。

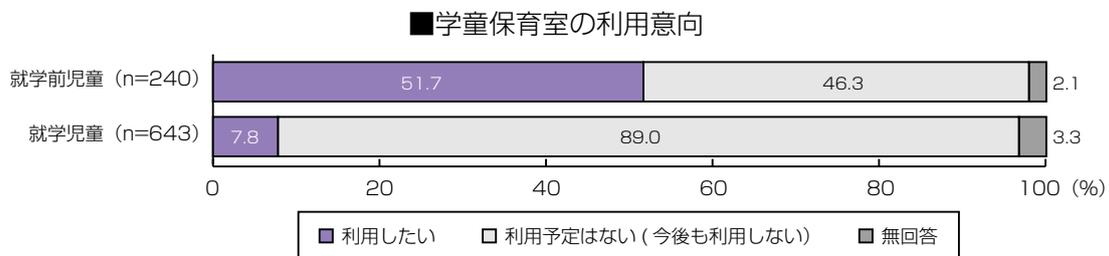


## 学童保育室の利用意向

～就学前児童の保護者では半数超の利用意向

学童保育室の利用意向をみると、就学前児童の保護者（5歳児が対象）では「利用したい」が51.7%、「利用予定はない」が46.3%となっている。

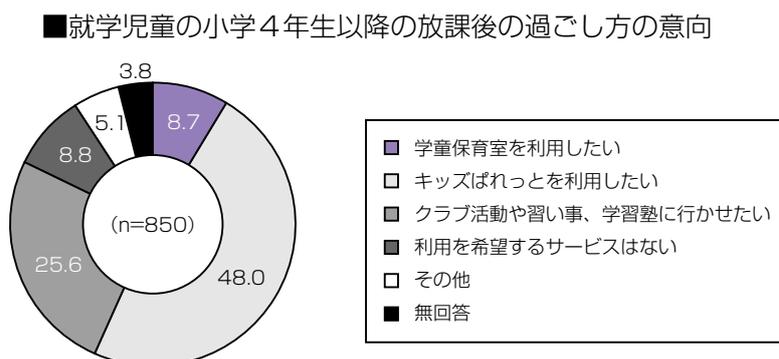
就学児童の保護者で現在学童保育室を利用していない人では「利用したい」が7.8%、「今後も利用しない」が89.0%となっている。



## 小学4年生以降の放課後の過ごし方の意向

～キッズぱれっとの利用意向が5割を占める

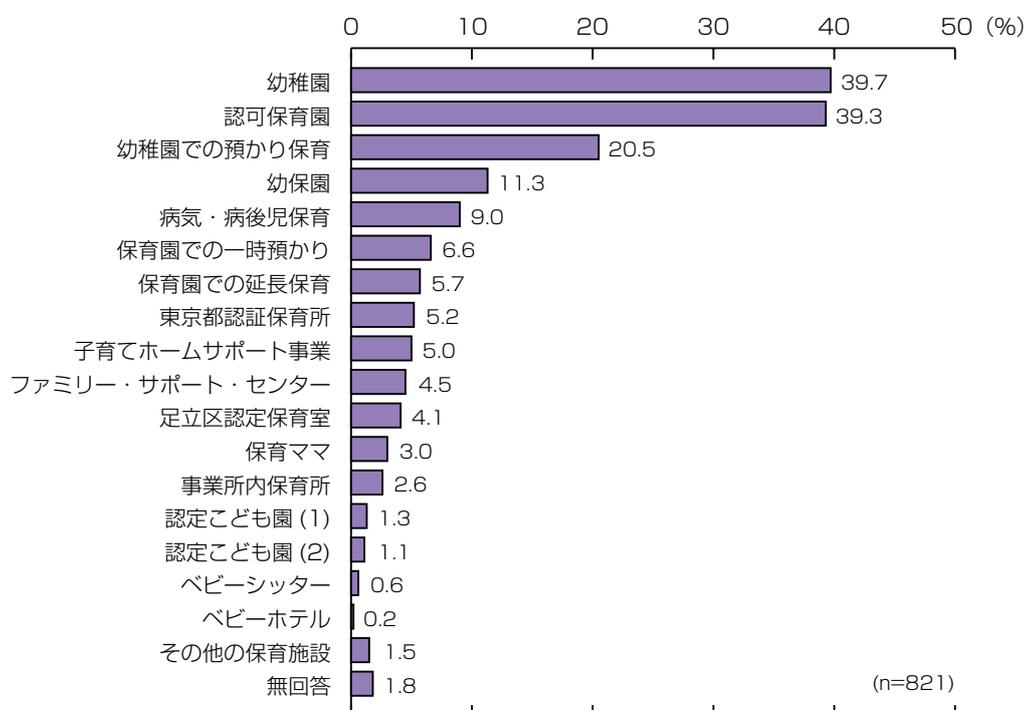
小学4年生以降の放課後の過ごし方の意向をみると、「キッズぱれっとを利用したい」が最も多く48.0%、次いで「クラブ活動や習い事、学習塾に行かせたい」が25.6%となっている。



## 利用したい保育サービス等 ～幼稚園、認可保育園の利用意向が高い

保育サービス等の利用意向が「ある」と回答した人の利用したい保育サービスをみると、「幼稚園」が最も多く39.7%、「認可保育園」(39.3%)もほぼ同じ割合を示している。次いで「幼稚園での預かり保育」が20.5%、「幼保園」が11.3%と続いている。

■就学前児童の保護者が利用したい保育サービス等（複数回答）

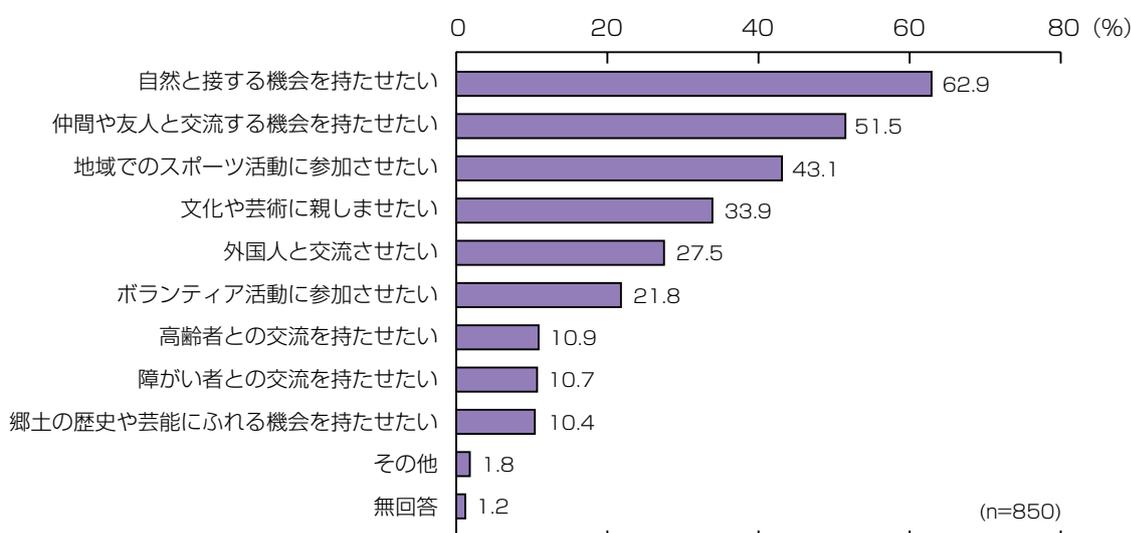


(注) 認定こども園(1)は共通利用のみの保育の利用。認定こども園(2)は共通利用時間以上の保育の利用。

## 今後子どもにさせたい体験 ～自然と接したり、地域活動などを通じさまざまな人と交流する体験をさせたい

今後子どもにさせたい体験をみると、「自然と接する機会を持たせたい」が最も多く62.9%、次いで「仲間や友人と交流する機会を持たせたい」が51.5%、「地域のスポーツ活動に参加させたい」が43.1%、「文化や芸術に親しませたい」が33.9%、「外国人と交流させたい」が27.5%と続いている。

■就学児童の保護者が今後子どもにさせたい体験（複数回答）



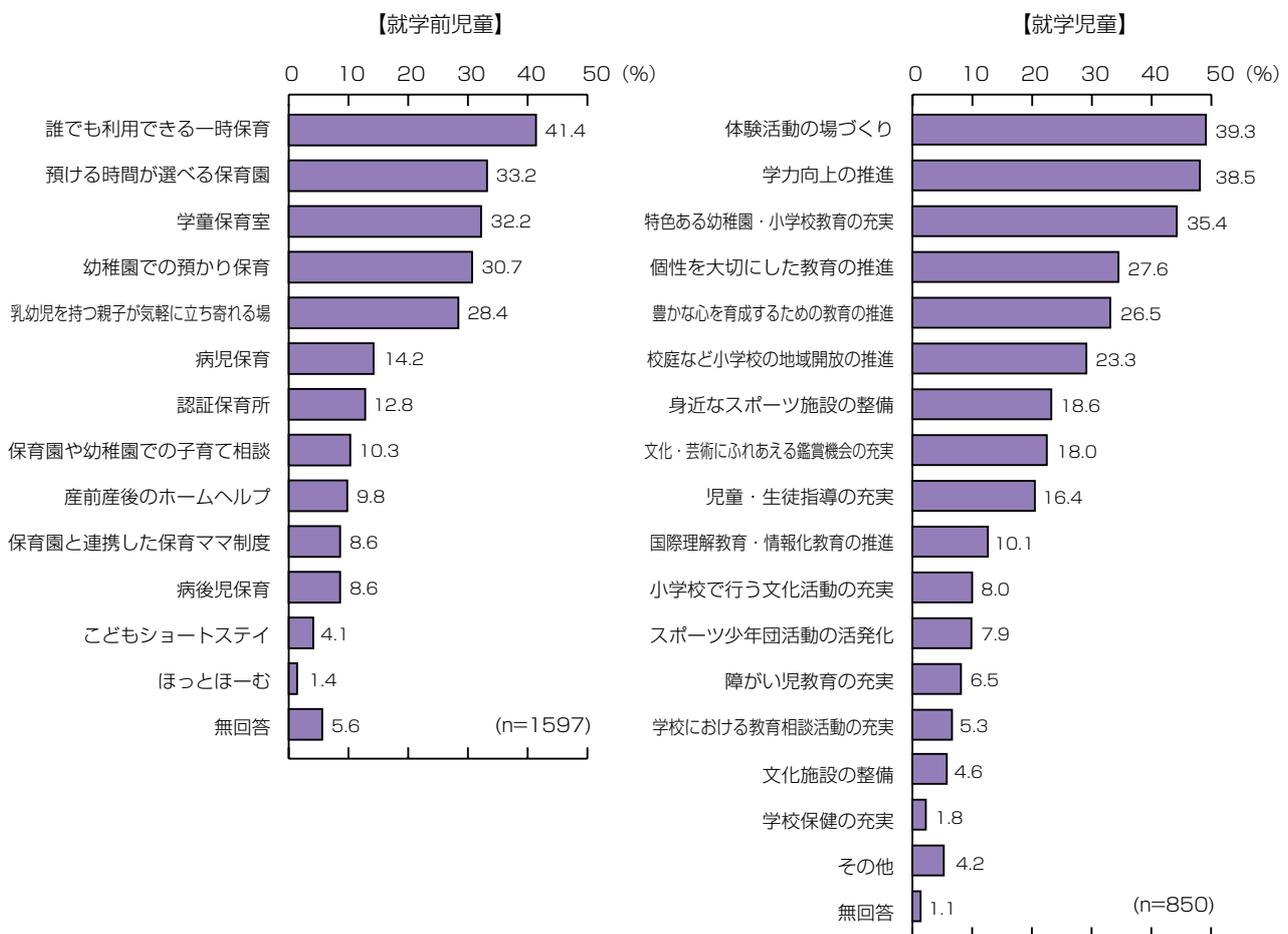
## 子育て支援の重点施策

～利便性のある保育環境および充実した教育環境の整備が求められている

子育て支援の重点施策をみると、就学前児童の保護者では「誰でも利用できる一時保育」が最も多く41.4%、次いで「預ける時間が選べる保育園」が33.2%、「学童保育室」が32.2%、「幼稚園での預かり保育」が30.7%、「乳幼児を持つ親子が気軽に立ち寄れる場」が28.4%と続いている。

就学児童の保護者では「体験活動の場づくり」が最も多く39.3%、「学力向上の推進」(38.5%)もほぼ同様の割合を示している。次いで「特色ある幼稚園・小学校教育の充実」が35.4%、「個性を大切にされた教育の推進」が27.6%、「豊かな心を育成するための教育の推進」が26.5%、「校庭など小学校の地域開放の推進」が23.3%と続いている。

■子育て支援の重点施策（複数回答）



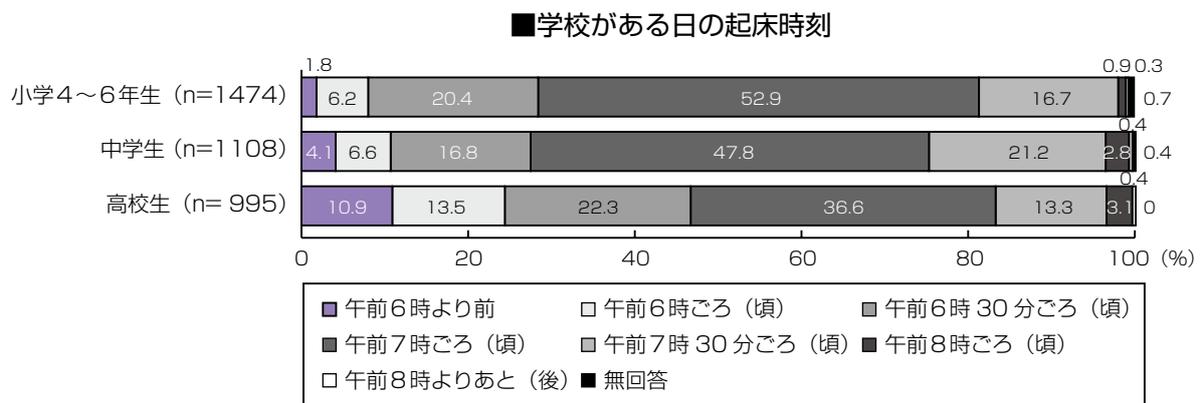
## ◆小学生（4～6年生）・中学生・高校生

### 学校がある日の起床時刻 ～小中高生のほとんどは朝7時半には起きている。高校生は早く起床

学校がある日の起床時刻をみると、小学4～6年生では「午前7時ごろ」が最も多く52.9%、「午前6時30分ごろ」（20.4%）、「午前7時30分ごろ」（16.7%）も含めると、「午前6時30分ごろ～午前7時30分ごろ」が9割を占めている。

中学生では「午前7時頃」が最も多く47.8%、「午前7時30分頃」（21.2%）、「午前6時30分頃」（16.8%）も含めると、「午前6時30分頃～午前7時30分頃」が約9割を占めている。

高校生では「午前7時頃」が最も多く36.6%、「午前6時30分頃」（22.3%）も含めると、「午前6時30分～7時」が約6割を占めている。次いで「午前6時頃」が13.5%、「午前7時30分頃」が13.3%と続いている。



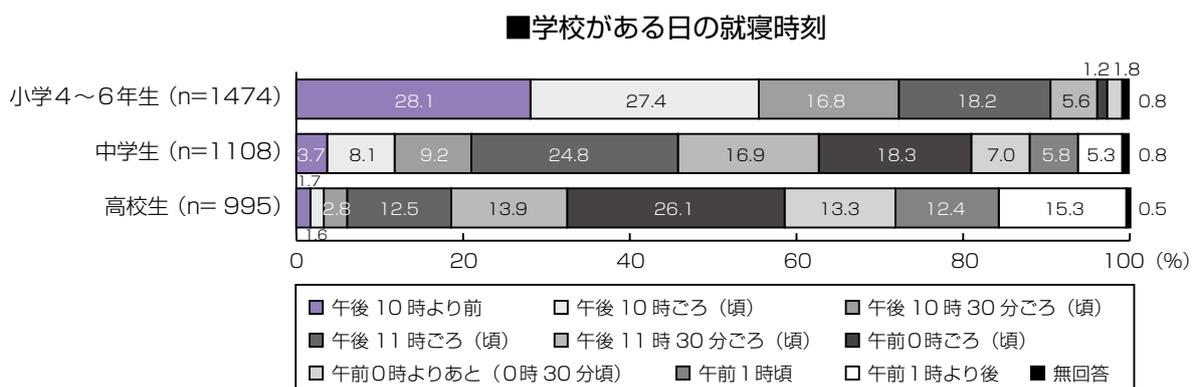
(注) ( ) 内は、中学生・高校生の選択肢である。

### 学校がある日の就寝時刻 ～年齢が上がるにつれ就寝時刻は遅くなる傾向。高校生は深夜に就寝

学校がある日の就寝時刻をみると、小学4～6年生では「午後10時より前」が最も多く28.1%、次いで「午後10時ごろ」が27.4%、「午後11時ごろ」が18.2%と続き、「午後11時30分以降」が8.6%となっている。

中学生では「午後11時頃」が最も多く24.8%、次いで「午前0時ごろ」が18.3%、「午後11時30分頃」が16.9%と続いている。

高校生では「午前0時頃」が最も多く26.1%、「午前0時30分頃」（13.3%）、「午前1時頃」（12.4%）、「午前1時より後」（15.3%）も含めると、「午前0時以降」が約7割を占めている。次いで「午後11時30分頃」が13.9%、「午後11時頃」が12.5%となっている。



(注) ( ) 内は中学生・高校生の選択肢である。また「午前1時頃」「午前1時よりあと」は小学4～6年生には質問していない。

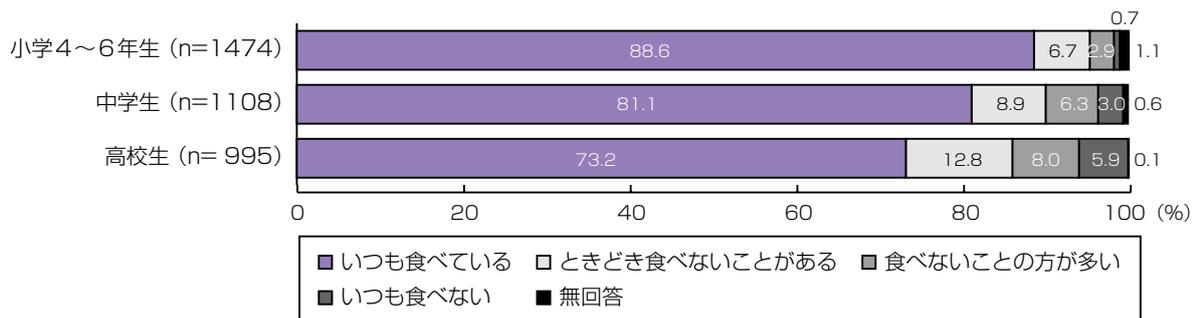
## 朝食の摂取状況 ～多くの小中高生が摂取しているが、学年が上がるにつれて、食べない傾向

朝食の摂取状況を見ると、小学4～6年生では「いつも食べている」が88.6%となっているが、“食べないことがある”が10.3%（「ときどき食べないことがある」6.7%+「食べないことの方が多い」2.9%+「いつも食べない」0.7%）となっている。

中学生では「いつも食べている」が最も多く81.1%、“食べないことがある”が18.2%（「ときどき食べないことがある」8.9%+「食べないことの方が多い」6.3%+「いつも食べない」3.0%）となっている。

高校生では「いつも食べている」が73.2%、“食べないことがある”が26.7%（「ときどき食べないことがある」12.8%+「食べないことの方が多い」8.0%+「いつも食べない」5.9%）となっている。

■朝食の摂取状況

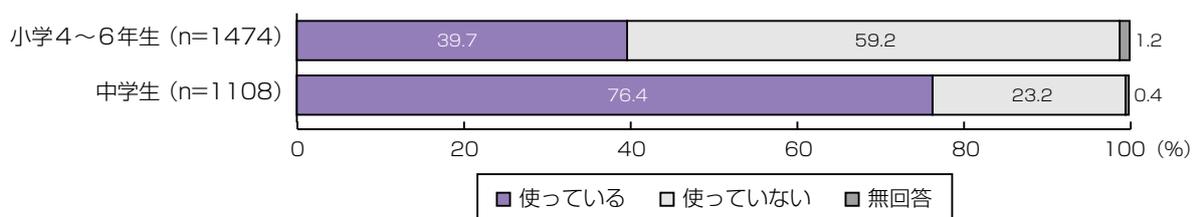


## 携帯電話の利用状況 ～小学生の4割、中学生の8割が使用

携帯電話の利用状況を見ると、小学4～6年生では「使っている」が39.7%、「使っていない」が59.2%となっている。

中学生では「使っている」が76.4%、「使っていない」が23.2%となっている。

■携帯電話の利用状況

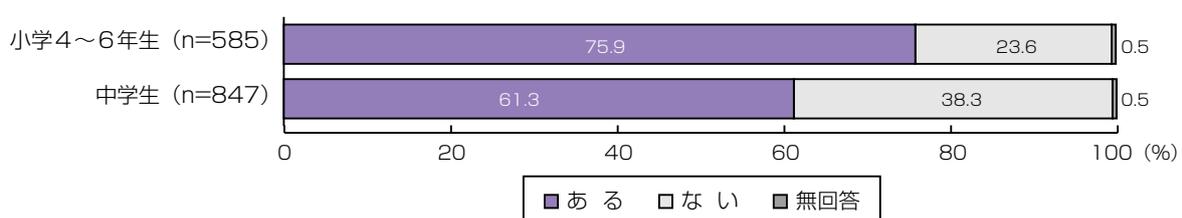


## 携帯電話の利用にあたってのルールの有無 ～多くの小学生、中学生が何らかのルールのもとに使用

携帯電話を「使っている」と回答した人の携帯電話の利用にあたってのルールの有無を見ると、小学4～6年生では「ある」が75.9%、「ない」が23.6%となっている。

中学生では「ある」が61.3%、「ない」が38.3%となっている。

■携帯電話の利用にあたってのルールの有無



## 子育ての楽しさ

～ほとんどの保護者は、子育ての楽しさを実感している

子育ての楽しさを見ると、小学4～6年生の保護者では“楽しい”が93.7%（「楽しい」61.3%+「少し楽しい」32.4%），“楽しくない”が4.7%（「あまり楽しくない」4.3%+「楽しくない」0.4%）となっている。

中学生の保護者では“楽しい”が92.4%（「楽しい」60.5%+「少し楽しい」31.9%），“楽しくない”が5.3%（「あまり楽しくない」4.5%+「楽しくない」0.8%）となっている。



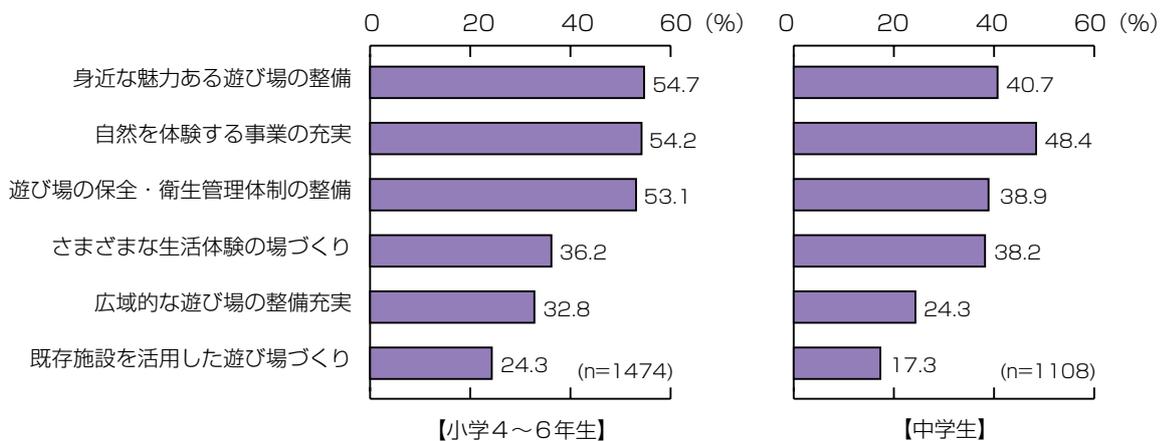
## 子どもの遊ぶ環境をよくするために必要なこと

～子どもが身近に自然を体験できる場・機会が必要

子どもの遊ぶ環境をよくするために必要なことをみると、小学4～6年生の保護者では「身近な魅力ある遊び場の整備」が最も多く54.7%、次いで「自然を体験する事業の充実」が54.2%、「遊び場の保全・衛生管理体制の整備」が53.1%、「さまざまな生活体験の場づくり」が36.2%と続いている。

中学生の保護者では「自然を体験する事業の充実」が最も多く48.4%、次いで「身近な魅力ある遊び場の整備」が40.7%、「遊び場の保全・衛生管理体制の整備」が38.9%、「さまざまな生活体験の場づくり」が38.2%と続いている。

■子どもの遊ぶ環境をよくするために必要なこと（複数回答、上位6位）



## 自己肯定感

～高校生は低く、青年は高いが、ともに他者や社会へ貢献を望んでいる

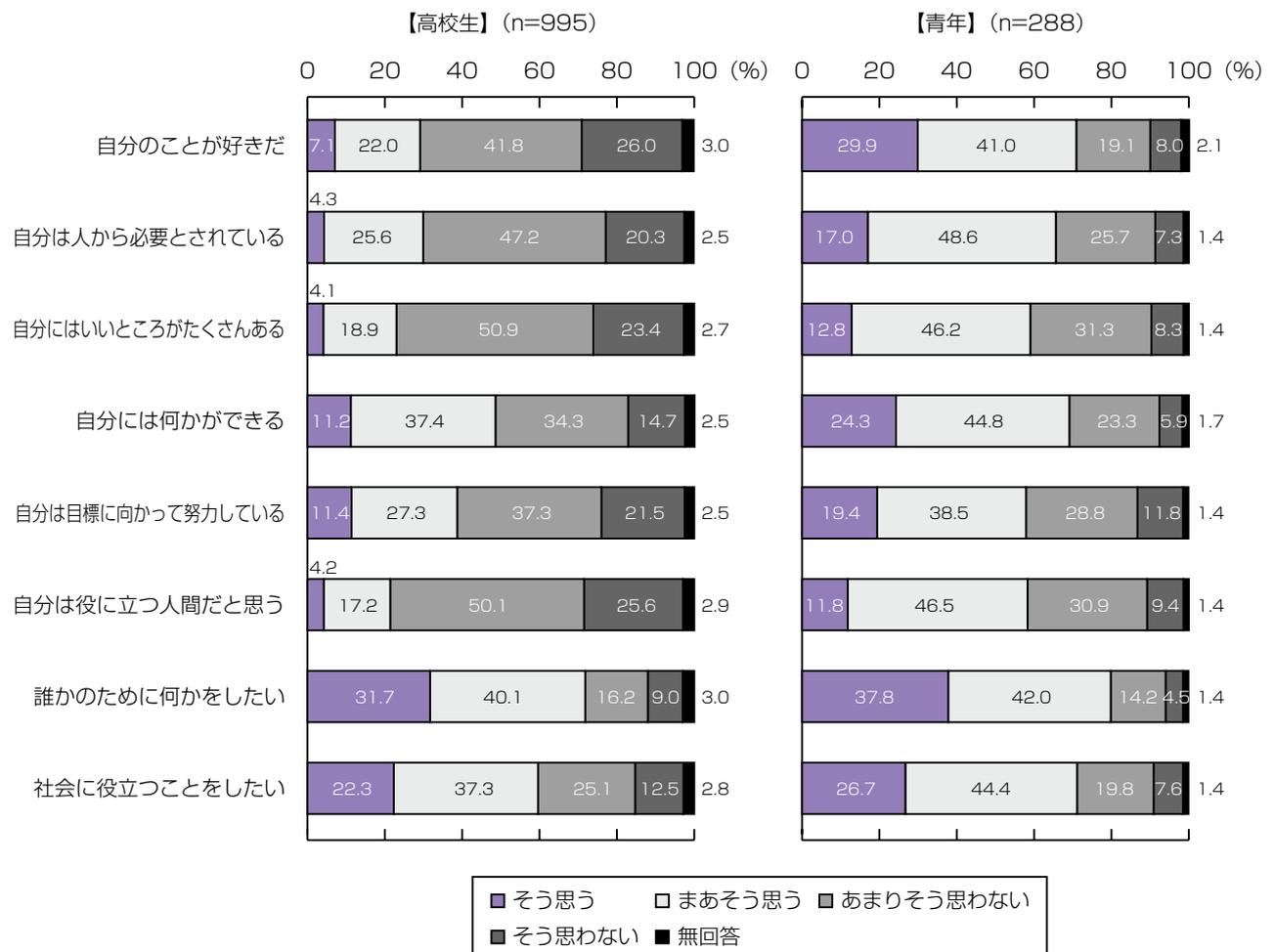
自己肯定感をみると、高校生では「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”が最も多いのは『誰かのために何かをしたい』（71.8%）であり、次いで『社会に役立つことをしたい』（59.6%）、『自分には何かができる』（48.6%）と続いている。

一方、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が最も多いのは『自分は役に立つ人間だと思う』（75.7%）であり、次いで『自分にはいいところがたくさんある』（74.3%）、『自分のことが好きだ』（67.8%）、『自分は人から必要とされている』（67.5%）、『自分は目標に向かって努力している』（58.8%）と続いている。

青年では「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”が最も多いのは『誰かのために何かをしたい』（79.8%）であり、次いで『社会に役立つことをしたい』（71.1%）、『自分のことが好きだ』（70.9%）、『自分には何かができる』（69.1%）、『自分は人から必要とされている』（65.6%）と続いている。

一方、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせて“そう思わない”が最も多いのは『自分は目標に向かって努力している』（40.6%）であり、次いで『自分は役に立つ人間だと思う』（40.3%）、『自分にはいいところがたくさんある』（39.6%）、『自分は人から必要とされている』（33.0%）と続いている。

### ■自己肯定感



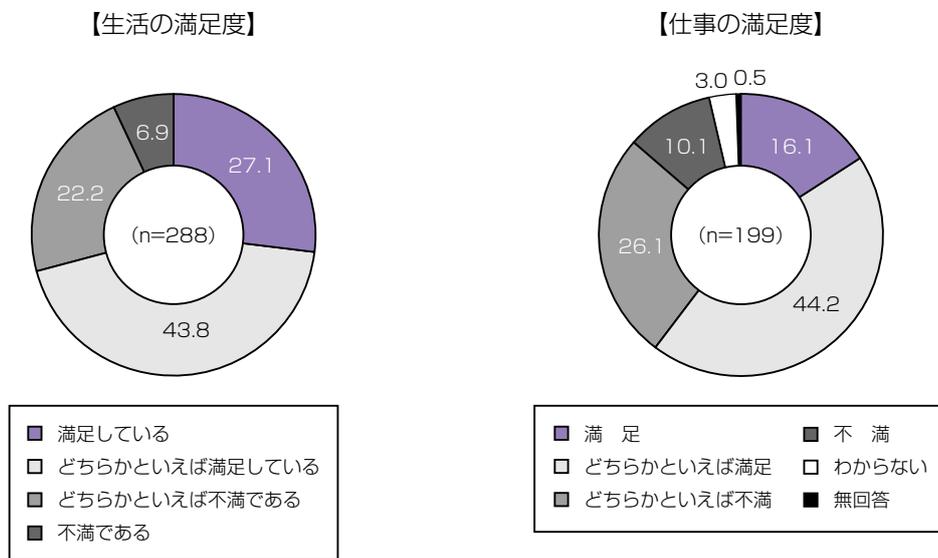
## ◆青年

### 生活と仕事の満足度 ～今の生活には「概ね満足」、仕事内容には「どちらかといえば満足」

現在の生活の満足度をみると、“満足している”が70.9%（「満足している」27.1%+「どちらかといえば満足している」43.8%），“不満である”が29.1%（「どちらかといえば不満である」22.2%+「不満である」6.9%）となっている。

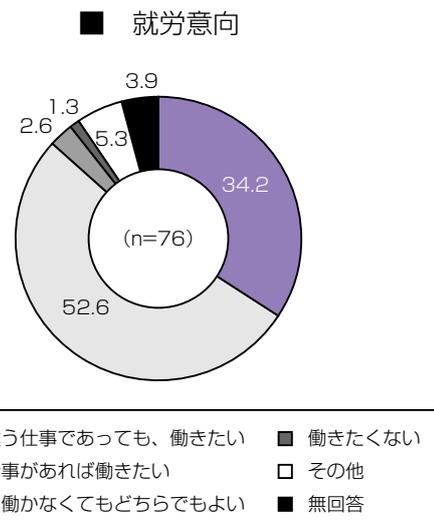
就労の有無で“就労している”と回答した人の仕事の内容の満足度をみると、“満足”が60.3%（「満足」16.1%+「どちらかといえば満足」44.2%），“不満”が36.2%（「どちらかといえば不満」26.1%+「不満」10.1%），“わからない”が3.0%，“無回答”が0.5%となっている。

#### ■生活と仕事の満足度



### 就労意向 ～青年の8割は就労意向を持っている

就労の有無で「学生（定期的なアルバイトあり）」「学生（定期的アルバイトなし）」「無職」と回答した人の就労意向をみると、「希望の仕事があれば働きたい」が最も多く52.6%、次いで「希望と違う仕事であっても、働きたい」が34.2%となっている。



## 足立区地域保健福祉推進協議会条例

### (設置)

第一条 足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第二条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。

- 一 老人保健福祉の推進に関すること。
- 二 地域保健医療の推進に関すること。
- 三 介護保険事業の推進に関すること。
- 四 児童福祉の推進に関すること。
- 五 障害者福祉の推進に関すること。
- 六 健康づくりの推進に関すること。
- 七 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項

2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議することができる。

### (組織)

第三条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員五十名以内をもって組織する。

### (委員の任期)

第四条 委員の任期は二年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

### (会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第六条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (部会)

第七条 専門事項を調査するため、協議会に部会を置くことができる。

### (意見の聴取)

第八条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (守秘義務)

第九条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### (委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十九年東京都足立区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

東京都足立区地域保健福祉推進協議会	日額 七千円
-------------------	--------

## 足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、足立区地域保健福祉推進協議会条例（平成12年足立区条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 条例第3条の規定に基づき委嘱又は任命する委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 6名以内
- (2) 区議会議員 5名以内
- (3) 区内関係団体の構成員 33名以内
- (4) 区職員 6名以内

### (職務代理)

第3条 条例第5条第1項の規定に基づき設置された副会長が複数の場合には、会長はあらかじめ職務を代理する者の順位を定める。

### (部会)

第4条 条例第7条に基づき部会を設置する場合は、会長は、協議会の委員のうちから部会の委員（以下「部会員」という。）及び部会長を指名する。

2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、部会長の職務を代理する。

### (公開)

第5条 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

### (会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

### (委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年10月1日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年12月1日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 足立区青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、足立区に区長の附属機関として、足立区青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員60人以内をもって組織する。

- (1) 足立区議会議員 4人
- (2) 足立区教育委員会委員 1人
- (3) 学識経験者 38人以内
- (4) 関係行政機関等の職員 8人以内
- (5) 足立区に勤務する職員 9人以内

(委員の任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長を置く。
- 3 副会長は、委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、区長が招集する。

(専門委員)

第7条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

(定足数及び表決数)

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成12年12月22日条例第118号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成19年3月16日条例第29号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 足立区青少年問題協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、足立区青少年問題協議会条例（昭和41年3月足立区条例第13号。以下「条例」という。）に基づき、足立区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 条例第3条第4号に定める関係行政機関等の職員は、次の各号に掲げる職にあるものとする。

- (1) 千住警察署長
- (2) 西新井警察署長
- (3) 綾瀬警察署長
- (4) 竹の塚警察署長
- (5) 足立公共職業安定所長
- (6) 足立児童相談所長
- (7) 警視庁台東少年センター所長
- (8) 足立区生涯学習振興公社事務局長

2 条例第3条第5号に定める足立区に勤務する職員は、次の各号に掲げる職にあるものとする。

- (1) 副区長
- (2) 教育長
- (3) 危機管理室長
- (4) 区民部長
- (5) 福祉部長
- (6) 子ども家庭部長
- (7) 衛生部長
- (8) 土木部長
- (9) 教育委員会事務局生涯学習部長

(協議会)

第3条 協議会は、年2回開催するものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、臨時に協議会を招集することができる。

(議案の提出)

第4条 委員が議案を提出しようとするときは、件名、提案理由及び必要な資料を添え、協議会開催の前日までに会長に提出するものとする。

(幹事、書記及び事務局)

第5条 協議会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、足立区に勤務する職員及び関係行政機関等の職員のうちから、区長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、次に掲げる職にあるものとする。

- (1) 千住警察署生活安全課長
- (2) 西新井警察署生活安全課長
- (3) 綾瀬警察署生活安全課長
- (4) 竹の塚警察署生活安全課長
- (5) 足立公共職業安定所統括職業指導官
- (6) 足立児童相談所児童福祉司

- (7) 警視庁台東少年センター主査
- (8) 足立区生涯学習振興公社総務部長
- (9) 政策経営部政策課長
- (10) 区民部区民課長
- (11) 区民部住区推進課長
- (12) 福祉部福祉管理課長
- (13) 子ども家庭部子育て支援課長
- (14) 衛生部衛生管理課長
- (15) 土木部計画調整課長
- (16) 教育委員会事務局学校教育部教育政策課長
- (17) 教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課長
- (18) 教育委員会事務局学校教育部教育指導室長
- (19) 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長
- (20) 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課長
- (21) 教育委員会事務局生涯学習部文化課長
- (22) 足立区青少年センター所長

4 幹事は、委員を補佐し、関係行政機関等相互の連絡調整を図るものとする。

5 書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。

6 協議会の事務局は、足立区青少年センターに置く。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成12年7月13日規則第87号)

この規則は、平成12年7月15日から施行する。

付 則 (平成14年2月15日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成15年3月31日規則第40号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年6月30日規則第44号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第33号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月31日規則第19号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年5月1日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(設置)

第 1 条 足立区地域保健福祉推進協議会条例（平成 12 年足立区条例第 37 号。以下「条例」という。）第 7 条及び足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則（平成 12 年足立区規則第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条に基づき、足立区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）内に、子ども支援専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会で検討すべき事項について、特に専門的に調査及び研究すること。
- (2) あだち次世代育成支援行動計画の推進状況及び施策の評価等に関すること。
- (3) その他、足立区における子ども支援及び子育て支援の推進に関し必要なこと。

(構成)

第 3 条 専門部会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、協議会会長が協議会の委員のうちから指名する委員
- (2) 公募により選考された委員及び公募以外により選考された委員（以下「特別部会員」という。）

(任期)

第 4 条 専門部会員の任期は、条例第 4 条の規定に準ずるものとする。ただし、前条第 1 項第 2 号に規定する特別部会員の任期は、区長が委嘱する期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 専門部会には、規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、協議会会長が指名する部会長（以下「部会長」という。）を置くものとする。

- 2 専門部会には、部会長の指名により副部会長を置くことができる。
- 3 部会長は会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある時はその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門部会は、必要に応じて部会長が召集する。

- 2 専門部会は、過半数の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 専門部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(公開)

第 7 条 専門部会は、公開とする。ただし、部会長が公開することが適当でないと思えたときは、この限りでない。

- 2 公開の方法及び手続きその他の事項は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱（15 足福福発第 1529 号。平成 15 年 11 月 26 日福祉部長決定。）に準ずるものとする。

(委員報酬等)

第 8 条 専門部会員には、次の各号による報酬等を支給する。

- (1) 学識経験の委員報酬 日額 2 万 1,000 円
- (2) 前号以外の委員報酬 日額 7,000 円
- (3) 特別部会員の報償費 日額 7,000 円

2 専門部会長の報酬は、前項第 1 号の報酬に 1,000 円を加算した額とする。

3 協議会の開催日と同日に開催する場合、第3条第1項第1号に定める委員の報酬については、協議会の報酬と重複しての支給はしない。

(守秘義務)

第9条 専門部会員又は専門部会員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(庶務)

第10条 専門部会の庶務は、子ども家庭部副参事（子ども施策推進担当）において処理する。

付 則（15 足福子発第 612 号 福祉部長決定）

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（16 足福子発第 1250 号 福祉部長決定）

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（16 足福子発第 2683 号 福祉部長決定）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（19 足福子発第 2992 号 福祉部長決定）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

### 足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会名簿（H22.2.15 現在）

(順不同・敬称略)

氏 名	所 属 等	役 職
柴 崎 正 行	学識経験者（保育学）大妻女子大学教授	◎ 部 会 長
中 田 貢 弘	足立区民生・児童委員協議会会長	○ 副 部 会 長
石 鍋 一 男	足立区私立幼稚園協会副会長	
石 川 昭 夫	足立区私立保育園連合会会長	
奥 田 隆 博	足立区立小学校PTA連合会副会長	
桑 原 勉	足立区立中学校PTA連合会会長	
山 本 美 恵 子	足立区女性団体連合会会長	
入 野 宇 市	足立区住区センター連絡協議会副会長	
杉 本 新	ボランティアグループ 風の子カルチャー	特別部会員
竹 内 陽 子	ファミリー・サポート・センター提供会員のびのび親子ひろばスタッフ	特別部会員
大 野 雅 宏	株式会社 アレックスソリューションズ 代表取締役	特別部会員
掛 川 秀 子	足立区子育てアドバイザー連絡会会長	特別部会員
石 鍋 て る み	公募委員	特別部会員
直 江 な お み	公募委員	特別部会員
佐 野 宏 明	足立区社会福祉協議会常務理事	
日 比 谷 松 夫	区職員（足立区子ども家庭部長）	
倉 橋 俊 至	区職員（足立区衛生部次長）	

## 足立区青少年問題協議会 委員名簿 (H22.2.15 現在)

敬称略

番号	種 別	公 職 名	氏 名
1	会 長	足立区長	近 藤 やよい
2	区議会議員	足立区議会議長	鴨 下 稔
3	//	足立区議会副議長	きじま てるい
4	//	足立区議会区民委員会委員長	淵 上 隆
5	//	足立区議会文教委員会委員長	しのはら 守宏
6	教育委員	足立区教育委員会委員長	小 池 修 司
7	学識経験者	足立区立小学校長会会長	佐 藤 衆 一
8	//	足立区立中学校長会会長	中 村 史 傳
9	//	都立高等学校校長代表	若 井 文 隆
10	//	足立区立小学校PTA連合会会長	峯 岸 道 隆
11	//	足立区立中学校PTA連合会会長	桑 原 勉
12	//	足立区私立幼稚園協会会長	佐 藤 裕
13	//	足立区女性団体連合会会長	山 本 美恵子
14	//	千住防犯協会会長	飯 島 弘
15	//	西新井防犯協会会長	三 枝 潔
16	//	綾瀬防犯協会会長	羽 住 奎
17	//	竹の塚防犯協会会長	小金井 専 一
18	//	足立区民生・児童委員協議会会長	中 田 貢 弘
19	//	同 主任児童委員部会会長	小 泉 貞 廣
20	//	足立区保護司会会長	伊 藤 友 孝
21	//	足立区青少年委員会会長	櫻 井 忠 義
22	//	足立区体育指導委員会会長代行	小 川 芙美子
23	//	足立区少年団体連合協議会会長	野 辺 陽 子
24	//	足立区ボーイスカウト・ガールスカウト協議会会長	芦 川 一 男
25	//	足立区町会・自治会連合会会長	有 馬 康 二
26	//	千住母の会会長	西 林 登美子
27	//	西新井母の会会長	瀬 田 こと子
28	//	綾瀬母の会会長	佐久間 薫 子
29	//	竹の塚母の会会長	高 橋 文 江
30	//	子ども人権委員	小 林 利 子
31	//	足立区更生保護女性会会長	瀬 田 貞 子
32	//	足立区連合婦人協議会会長	荒 井 智恵子
33	//	青少年対策綾瀬地区委員会会長	古 性 正 己
34	//	青少年対策神明地区委員会会長	加 藤 和 明
35	//	青少年対策中央南地区委員会会長	板 垣 壽 春
36	//	青少年対策第十三地区委員会会長	篠 田 昭
37	//	青少年対策新田地区委員会会長	廣 川 和 一
38	//	青少年対策竹の塚地区委員会会長	嶋 村 喜 宥
39	//	青少年対策常東地区委員会会長	川 島 高 明
40	//	青少年対策伊興地区委員会会長	赤 間 信 一
41	関係機関職員	警視庁千住警察署署長	三 好 一 人

番号	種別	公職名	氏名
42	//	警視庁西新井警察署署長	岩永勝敏
43	//	警視庁綾瀬警察署署長	伊平良裕
44	//	警視庁竹の塚警察署署長	五十嵐安
45	//	警視庁台東少年センター所長	堀之内幸二
46	//	足立公共職業安定所所長	西川尚孝
47	//	東京都足立児童相談所所長	前川広宇見
48	//	足立区生涯学習振興公社事務局長	鯨井利昭
49	区職員	足立区副区長	西條直樹
50	//	足立区教育委員会教育長	齋藤幸枝
51	//	足立区危機管理室長	紙谷衛
52	//	足立区区民部長	石川純二
53	//	足立区福祉部長	有賀純三
54	//	足立区子ども家庭部長	日比谷松夫
55	//	足立区衛生部長	中田善樹
56	//	足立区土木部長	宇賀潔
57	//	足立区教育委員会生涯学習部長	岡野進

## 足立区第2期あだち次世代育成支援行動計画

平成22年度～平成26年度

発行：平成22年3月

企画・編集：足立区子ども家庭部 副参事（子ども施策推進担当）

住所 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

電話 03-3880-5266

足立区教育委員会生涯学習部青少年センター

住所 〒123-0842 足立区栗原一丁目3番1号

電話 03-5242-8163

印刷所：株式会社宝文社

登録番号：21-1252